

豊後高田市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

豊後高田市条例第20号

豊後高田市監査委員条例の一部を改正する条例

豊後高田市監査委員条例（平成17年豊後高田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。